

# 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 3 月 14 日

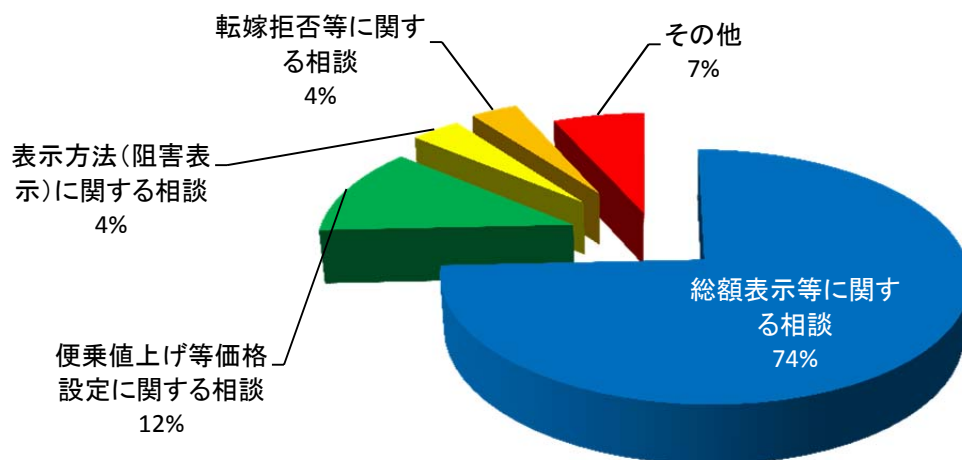
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 2 月（2/1～2/28）の相談対応状況は以下のとおり。

## 1 相談件数

2 月の相談件数：電話 2,484 件、メール 189 件

【相談内容（全 2,673 件）の内訳（※）】



注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

## 2 相談例

### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 総額表示義務の特例を適用して、料理のメニューの価格を税抜価格のみで表示する場合には、メニューにある個々の料理の税抜価格全てに「+税」や「(税別)」などの表示を付記しなければならないのか。

A. 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の方法につきましては、お問い合わせの方法のほか、例えば、メニューの個々の商品等の価格には「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品を選択する際に目に付きやすい場所に明瞭に、「このメニューの価格は全て税抜きとなっております。」といった表示をする方法もあります。

誤認防止措置の具体例等につきましては、ガイドライン「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」(財務省)や「総額表示義務の特例措置に関する事例集」(国税庁)に掲載されていますので、そちらもご参照ください。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 3 件

Q. 取引先との契約書において消費税については別途5%とする旨規定している。4月からの消費税率の引上げにより消費税が8%となるが、契約書を締結し直すということになると煩雑である。何か方策はないか。

A. 消費税率の引上げに伴い、取引当事者間で取引条件について見直し書面等の形で合意しておくことがトラブル防止という観点から望ましいと思われます。

Q. カルチャーセンターの講座料について、例えば、1月から6月までの半年分を前払いしたとしても、4月分からは税率8%が適用されるのか。

A. 役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要しない取引にあつては、その約した役務の全部の提供を完了した日となります。

したがって、平成 26 年4月1日以後に役務の提供の全部が完了するものについては、経過措置の適用を受けるものを除き、新税率(8%)が適用されます。

なお、役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q. 消費税率引上げに伴い、税抜価格のみでの表示も認められると聞いたが税込価格での表示のままでも構わないのか。

A. 課税事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、総額表示が義務付けられています。

一方で、今般の消費税率の引上げに伴い、事業者の事務負担の軽減等の観点から設けられた総額表示義務の特例により、平成 29 年3月 31 日までの間に限り、誤認防止措置を講じることを要件として、「税抜価格」のみによる表示など、税込価格によらない表示を行うことができることとされました。

この特例は、「税込価格」から「税抜価格」への表示の変更を義務付けるものではありませんので、税込価格での表示を行って問題ありません。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 券売機で食券を購入してもらう方法で飲食店を営んでいるが、消費税の増税分を転嫁するとメニューの値段が1円単位となり切りが悪いので四捨五入する等として 10 円単位に統一しようと考えている。便乗値上げとして問題となるか。

A. 端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し 10 円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていれば、便乗値上げには該当しません。

なお、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

Q. 原材料が高騰しているため3月から商品価格を引き上げる予定である。しかしながら、取引先との交渉が長引き、4月からの引上げになった場合、消費税率引上げ時期と重なるため、便乗値上げにならないか懸念している。

A. 本体価格値上げが、当該商品・サービスの需給バランス、原材料価格の動向、商品・サービスの特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、消費者に対して本体価格値上げが合理的な理由によるものであることを理解してもらうことが必要であり、事業者におかれては、それに向けた丁寧な説明が求められます。

- Q. 消費税率引上げ前において、これまで税込A円だったものが、税抜価格がA円となり、そこに5%が課税されるようになった。便乗値上げではないか。
- A. 税込価格A円だったものを税抜価格A円とする場合は、現在の本体価格の約5%相当分の値上げを意味するものと考えられます。
- 今後の消費税率引上げを見越した値上げではないのであれば、便乗値上げかどうかを判断する対象のものではないため、まずは、値上げの要因について、事業者にご確認ください。その上で、納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡ください。

## ○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

- Q. 「4月以降も税込価格を据え置きます」や「4月以降も価格は引き上げません」という内容の広告表示を行うことは問題ないか
- A. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。
- Q. 現在 1,000 円(税込)で販売している商品について広告に「4月1日以降、増税後も 1,000 円(税込)で販売します。」と表記することを考えているが問題ないか。
- A. 御相談の表示は、「増税後も 1,000 円(税込)で販売します。」との表現が消費税を転嫁していない旨の表示に該当し、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

- Q. 広告に「3月中の支払であれば消費税は5%いただきます」と記載することを考えているが問題ないか。
- A. 平成 26 年4月1日以後に行われる取引等(資産の譲渡等)については、経過措置の適用を受けるものを除き、消費税の新税率(8%)が適用されますので、支払の時点が3月中であるからといって、必ずしも旧税率(5%)が適用されるわけではありません。
- したがって、新税率(8%)が適用される取引について、「3月中の支払であれば消費税は5%いただきます」と記載することは、消費税を転嫁していない旨の表示に該当し、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

※消費税の適用税率や経過措置など消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

- Q. 地方公共団体が指定管理者に支払う委託料について指定管理者と相談して今年の4月以降の委託料について消費税率引上げ後も従前の委託料に据えおくこととしたいが問題ないか。
- A. 昨年 12 月4日付けの総務省通知「消費税率(国・地方)の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」において、「地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたい」旨が記載されています。なお、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当しますので、地方公共団体などの法人であっても、事業を行ってれば特定事業者に該当します。このため、特定事業者に該当する地方公共団体が、本年4月以降の委託料について消費税率引上げ後も従前の委託料に据えおくことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q. 取引先のメーカーから当社に対して3月中の納期で大量の部品の発注があった。仮に、4月中の納品になってしまった場合に、納期を守れなかったペナルティとして、消費税は5%しか払わないと言われぬか懸念している。

A. 無理な納期指示による納期遅れを理由として対価を減額することは、合理的な理由があるものといえず、「減額」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q. 取引先の量販店から、商品を製造し納入している当社に対して消費税率引上げ後の納入価格を据え置いた上で、商品の品質のグレードを下げることで量目を減らすことを求められた場合、こうした行為は消費税転嫁対策特別措置法の規制対象となるのか。

A. 商品の品質のグレードを下げたり、量目を減らしたりした場合であっても、それに対応するために新たな費用が生じたり、品質のグレードを下げたり量目を減らしたりしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも対価の額が低い場合や、十分な協議の上で売手である特定供給事業者が納得して合意しているものでない場合に納入価格を据え置くことは、「買いたたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q. 取引先のスーパーから消費税率引上げ後の納入単価について消費税分は小数点以下を切り捨てるようにと一方的に言われることを懸念しているが、このような行為は問題となるのか。

A. 消費税率引上げ後の納入単価について、小数点以下を一方的に切り捨てることは「買いたたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

お問い合わせ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610